

一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ビルメンテナンスに関する知識技術の進歩向上を図るとともに、ビルメンテナンス業の健全な育成に努め、もってビルにおける健康で安全な環境条件の維持発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する調査、研究並びに資料の収集及び情報の交換
- (2) ビルメンテナンスに関する知識の普及および啓蒙
- (3) ビルメンテナンスに関する教育及び訓練
- (4) 官公庁に対する建議・協力
- (5) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認められる事業

(剰余金)

第5条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したビルメンテナンス業を営む法人又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を賛助しようとする法人又は個人
- (3) 名誉会員 本会に対して特に功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦を受けた者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員及び賛助会員の資格の取得)

第7条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをしなければならない。
- 3 この法人は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の定款第6条第1項第2号にいう「連携会員」であり、この法人の正会員をもって、全国協会の定款第6条第1項第1号にいう「連携会員に所属する会員」とする。よって、この法人の正会員は同時に全国協会の正会員となる。

（入会金及び会費）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、次のとおり会費等を支払う義務を負う。

- (1) 正会員 入会金 入会時に支払う
会費 毎年支払う
 - (2) 賛助会員 会費 毎年支払う
- 2 前項の入会金及び会費の額は、社員総会においてこれを定める。なお、正会員の会費と賛助会員の会費は、別に定めることができる。
 - 3 既納の入会金及び会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
 - (3) 正会員が、6ヶ月以上継続して会費の支払いを怠ったとき
 - (4) 正会員が、全国協会の正会員たる資格を喪失したとき
- 2 第7条第3項と同様の理由により、正会員が前2条又は前項によりその資格を喪失したときは、同時に全国協会の正会員たる資格を喪失する。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 基本財産の処分又は除外
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合にこれを開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（議決権の代理行使）

第18条 社員総会において正会員は、代理人により議決権を行使することができる。なお、議決権の代理行使については、別に定める。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 基本財産の処分又は除外
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

（役員の設定）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。なお、副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、定数に足る理事又は監事が新たに選任されて就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、特定の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

- 3 参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集し、会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは各理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長をもってあてる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から選任する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、理事会に会長が出席しないときは、出席した理事全員及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財

産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の全部又は一部を処分あるいは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得たうえ社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、長澤明廣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

基本財産 定期預金（八十二銀行長野南支店） 金4,100,000円

設立登記 平成24年11月1日